

意見書第9号

消費税インボイス制度実施の凍結を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和4年12月23日

提出者 田 中 次 子

提出者 徳 永 克 子

賛成者 二 保 茂 則

賛成者 大 池 啓 勝

賛成者 藤 木 巧 一

行橋市議会議長 小 原 義 和 様

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

消費税インボイス制度実施の凍結を求める意見書

国は、2023年10月から消費税インボイス制度を導入するとし、2021年10月からすでに事業者登録を始めています。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会をはじめ、様々な団体・個人から、制度の廃止や実施の延期を求める声が上がっています。

これまで、年間の売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高に関わらず納税義務が発生します。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となります。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることとなります。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取り組む状況にはありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、消費税インボイス制度の実施を凍結されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年12月23日

行橋市議会